

子発0430第4号
令和3年4月30日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」
の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」（以下「本件要領」という。）により、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書を交付するとともに、その旨を公表いただいているところである。

今般、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について」（令和3年4月30日付け子発0430第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）の施行に伴い、本件要領の一部を別紙のとおり改正し、令和3年5月1日から施行することとしたので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。